（同項）を「受取利子等（同項第七号」に、「第五項」を「第八項」に、「第六項」を「第九項」に、「係る関連者等」を「係る関連者」に、「「国内関連者等」を「国内関連者」に、「各国内関連者等」を「各国内関連者」に、「非国内関連者等」を「非国内関連者」に、「他の国内関連者等」を「他の国内関連者」に改め、「法第六十八条の八十九の二第二項に規定する」を削り、「同項に規定する政令で定める」を「第八項の規定により計算した」に、「関連者支払利子等の額（同項に規定する関連者支払利子等の額をいう。第十八項及び第二十二項において同じ。）の合計額」を「法第六十八条の八十九の二第一項に規定する対象支払利子等合計額」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　法第六十八条の八十九の二第二項第七号に規定する支払を受ける利子に準ずるものとして政令で定めるものは、支払を受ける手形の割引料、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡しを行つたことにより受けるべき対価の額のうちに含まれる利息に相当する金額、法人税法施行令第百三十九条の二第一項に規定する償還有価証券に係る同項に規定する調整差益その他経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるものとする。

第三十九条の百十三の二第十五項を削り、同条第十四項中「関連者等」を「関連者」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項を削り、同条第十二項を同条第十七項とし、同条第十一項を同条第十六項とし、同条第十項中「第六十八条の八十九の二第二項第一号に規定する個人が」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第九項を同条第十四項とし、同条第八項中「第六十八条の八十九の二第二項第一号」を「第六十八条の八十九の二第二項第四号」に、「第十二項まで」を「この条」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　法第六十八条の八十九の二第二項第三号ホに規定する政令で定める債券は、債券を発行した日において、当該債券を取得した者の全部が第三十九条の十三の二第十二項に規定する判定対象取得者及び同項各号に掲げる者である場合の当該債券とする。

12　法第六十八条の八十九の二第二項第三号ホ⑵に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　国内において発行された債券　特定債券利子等（法第六十八条の八十九の二第二項第三号ホに規定する特定債券利子等をいう。次号において同じ。）の額の合計額の百分の九十五に相当する金額

二　国外において発行された債券　特定債券利子等の額の合計額の百分の二十五に相当する金額

第三十九条の百十三の二第六項を同条第九項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「第六十八条の八十九の二第二項第三号イ」に改め、「（同項に規定する支払利子等をいう。）」を削り、「関連者等（同項に規定する関連者等をいう。以下この条において同じ。）が」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　法第六十八条の八十九の二第二項第三号ニに規定する政令で定める支払利子等は、除外対象特定債券現先取引等（第三十九条の十三の二第八項に規定する除外対象特定債券現先取引等をいう。次項及び第九項において同じ。）に係る支払利子等とする。

8　法第六十八条の八十九の二第二項第三号ニに規定する政令で定める金額は、除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額に、当該除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残高を当該除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高（当該連結事業年度の当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額をいう。次項において同じ。）で除して得た割合を乗じて計算した金額とする。

第三十九条の百十三の二第三項の次に次の二項を加える。

4　法第六十八条の八十九の二第二項第三号に規定する政令で定める場合は、当該連結法人に係る関連者（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該連結法人から受ける支払利子等（同項第二号に規定する支払利子等をいう。以下この条において同じ。）があつたとした場合に当該関連者の課税対象所得（同項第三号イに規定する課税対象所得をいう。以下この項及び次項において同じ。）に含まれるものを除く。）が非関連者（当該連結法人から受ける支払利子等が当該非関連者の課税対象所得に含まれるものに限る。）を通じて当該連結法人に対して資金を供与したと認められる場合とする。

5　法第六十八条の八十九の二第二項第三号に規定する政令で定める支払利子等は、非関連者（当該連結法人から受ける支払利子等が当該非関連者の課税対象所得に含まれるものに限る。）が有する債権（当該連結法人から受ける支払利子等に係るものに限る。）に係る経済的利益を受ける権利が財務省令で定める契約その他により他の非関連者（当該連結法人から受ける支払利子等があつたとした場合に当該支払利子等が当該他の非関連者の課税対象所得に含まれるものを除く。）に移転されることがあらかじめ定まつている場合における当該非関連者に対する支払利子等とする。

第三十九条の百十三の三の見出しを削り、同条第一項第一号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「第六十八条の八十九の二第二項第一号」に、「以下この項」を「次号及び」に改め、「及び第十一項」を削り、同項第二号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「前条第十八項第二号」を「前条第二十二項第二号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十五項」に改め、同条第二項中「前条第十八項」を「前条第二十二項」に改め、同条第四項中「法第六十八条の八十九の三第三項第三号」を「同項第三号」に改め、同条第七項第二号ロ中「第六十八条の八十九の三第七項」を「第六十八条の八十九の三第六項」に改め、同条第九項中「第六十八条の八十九の三第七項」を「第六十八条の八十九の三第六項」に改め、同項各号中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に改め、同条第十項第二号ロ中「第六十八条の八十九の三第七項」を「第六十八条の八十九の三第六項」に改め、同条第十一項第一号中「における関連者支払利子等の額」を「開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において生じた連結超過利子個別帰属額（法第六十八条の八十九の三第六項に規定する連結超過利子個別帰属額をいう。次号において同じ。）」に改め、同項第二号中「における関連者支払利子等の額」を「開始の日前七年以内に開始した連結事業年度において生じた連結超過利子個別帰属額」に改め、同条第十五項中「連結超過利子額の損金算入」を「連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例」に改める。

第三十九条の百十四第二項第一号イ中「次条第十五項」を「次条第二十七項」に改める。

第三十九条の百十四の二第一項第一号中「一の連結法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社で保険業法」を「一の連結法人等（一の連結法人（保険業を主たる事業とするもの又は保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するものに限る。）及び当該一の連結法人との間に第三十九条の十七第四項に規定する特定資本関係のある内国法人（保険業を主たる事業とするもの又は同法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当するものに限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社で同法」に改め、「要件」の下に「の全て」を加え、同号イ中「一の連結法人」を「一の連結法人等」に改め、同号に次のように加える。

ハ　その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この節において同じ。）又は使用人がその本店所在地国において保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。

第三十九条の百十四の二第一項第二号中「一の連結法人（保険業を主たる事業とするものに限る。イにおいて同じ。）」を「一の連結法人等」に改め、「要件」の下に「の全て」を、「満たすもの」の下に「その申請又は届出をされた者が当該一の連結法人等に係る他の特定保険委託者に該当する場合には、当該他の特定保険委託者が当該法令の規定によりその本店所在地国において保険業の免許の申請をする際又は当該法令の規定により保険業を営むために必要な事項の届出をする際にその保険業に関する業務を委託するものとして申請又は届出をされた者で次に掲げる要件の全てを満たすものを含む。）」を加え、同号イ中「一の連結法人」を「一の連結法人等」に改め、同号に次のように加える。

ハ　その役員又は使用人がその本店所在地国において保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。